

6 保健室から

1 感染症について

- (1) 感染症と診断された場合には、その流行を防ぐために『学校保健安全法』に、出席停止の措置をとるよう定められています。それぞれの感染症にその基準が定められていて、欠席扱いにはなりませんので、医師の診断があった場合、すぐに学校に連絡してください。【資料1】
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行により、学校では次のような新しい生活様式を取り入れています。
 - ・毎朝の検温、健康観察、家族の体調チェック（健康観察アプリ『リーバー』の利用）

【資料2・別紙資料】

＊登録学年『新入生』登録クラス『-』

- ・手洗い、消毒の励行
- ・咳エチケット
- ・換気 など

本人や家族がPCR検査を受ける場合は、必ず学校に連絡してください。また、家族に体調不良者がいる場合は、出席停止扱いになりますので、お家で様子を見てください。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について【資料3】

- (1) 学校でけがなどをした場合に医療費が支給される制度です。医療費が5,000円以上（窓口での支払が1,500円以上）の場合対象になります。
- (2) 掛金は945円ですが、市の補助により、令和4年度の保護者の支払は460円でした。
- (3) 古河市では、原則として、全員加入になっています。

3 食物アレルギーの対応について

- (1) 古河市学校給食センターでは、食物アレルギーを持つお子様に対応をしています。不明な点や心配なことがありましたら、学校にお知らせください。【資料4】
- (2) 調理実習や遠足、修学旅行などについても、心配なことがありましたらお知らせください。

4 基本的生活習慣について

- (1) 基本的生活習慣を身につけましょう。
 - ・早寝 早起き 朝ごはん 朝トイレ
 - ・食後の歯みがき
 - ・体の清潔（お風呂に入る・爪を切る・手洗い・身支度・ハンカチとちり紙を持ち歩く） など
- (2) 家族で健康に関心を持ち、食習慣、歯・口の健康、生活リズムなどの生活習慣の改善に努めましょう。

5 その他

- (1) 就学時健康診断の結果、必要な場合は早めに医療機関を受診しましょう。（う歯・視力低下など）
- (2) 4月から6月に健康診断を行います。ほけんだよりやクラスの予定表で確認をお願いします。古河市では、小学1年生から中学3年生までの健康管理のために、健康手帳を使用しています。9年間使いますので、なくさないようお願いいたします。
- (3) 予防接種について確認をお願いします。
- (4) 疾病があり、学校で注意してほしいことがある場合は、早めにお知らせください。
- (5) 保健室では応急処置のみ行います。病院のようにけがや病気を治すことはできません。必要に応じて、受診や早退を必要とすることがあります。学校には、必ず連絡が取れる連絡先をお知らせください。
- (6) 小学校では活動範囲が広がります。けがを防止する点からも、動きやすい服装をお願いいたします。

学校において予防すべき感染症

2020.3改

■ 感染症の種類と登校停止期間の基準

感染症の種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ベスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症（新型コロナウイルス感染症）	
	新感染症	
第2種 ※ただし、 医師が感染 のおそれか ないと認め たときは、 この限りで はない	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）

【資料2】

保護者の皆様

古河市立上辺見小学校長 高橋 正史

新型コロナウイルス感染症対策における健康観察アプリについて

上辺見小学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、健康観察アプリを導入しています。毎朝、お子さまの体温の測定と健康観察をしていただき、保護者の皆様のスマートフォンから入力をしていただきます。

つきましては、保護者の皆様のスマートフォンに健康観察アプリを登録していただきますようお願いいたします。また、学校では健康観察アプリを利用して出欠等の確認もしておりますので、入力忘れのないようお願いいたします。

記

1 入力について

毎朝の健康観察、体温の入力は7時45分までにお願いします。お子さまの登校時には担任が入力状況を確認します。

2 欠席等の連絡について

欠席・遅刻・早退の連絡は、アプリでの出欠・遅刻・早退連絡をご利用いただきますので、連絡帳や電話、欠席届による連絡は不要です。但し、通学班への欠席等の連絡は忘れずお願いいたします。

3 出席時の学校への連絡事項について

出席時の連絡事項は、健康面、遅刻、早退、下校についての連絡のみ入力してください。
それ以外の連絡については、連絡帳、電話等をご利用ください。

(入力例)・花粉症で鼻水・鼻づまりです。
・今日は、○色コースで下校します。
・児童クラブお休みします。

・腹痛のため、○時頃登校します。
・通院のため、○時に迎えに行きます。
等

4 注意事項

- ・ 配付してあるQRコードは児童1人に1枚となります。児童それぞれにQRコードが割り当てられているため、1度読み込むと2度は使用できませんので確実に登録してください。
- ・ スマートフォンをお持ちでない保護者の方は、担任にご連絡ください。健康観察用紙をお渡ししますので、毎日記入しお子さまに持たせてください。なお、欠席等の連絡は連絡帳または電話をご利用ください。

健康観察アプリの操作法等、問い合わせは（株）リーバーへお願いします。

(株)リーバー 茨城県つくば市高野 1155-2
電話：029-896-6263 (10:00~18:00) メール：info@leber.jp



よくある質問・回答

School Ver. 3.1

その他のQ & AについてはWEB上に掲載しています。
右のQRコードか、下記URLよりアクセスをお願いします。
<https://leber.zendesk.com/hc/ja>



LEBER
FAQページ

⚠ 注意事項

登録用紙についているQRコード1つで複数のアカウント登録ができます！
複数のスマホでアプリを使用する場合は、必ず裏面の共有方法をご参照頂き、下記の例にご注意の上ご使用ください。



お母様（ご本人）とお父様（ご家族）のスマホでそれぞれ新規にアプリを登録する
→ 二重登録となり、2つのアカウントの体温データが学校に送られ、学校が混乱する原因となります。



登録したアプリをお母様（ご本人）とお父様（ご家族）のスマホで共有する
→ どちらのスマホからも体温データを送信できます。共有方法は裏面の説明書をご参照下さい。また、スマホに限らずタブレット、パソコン、ガラケーでも共有は可能です。

Q.1 アカウントの作成時は誰を登録すれば良いですか？

登録は2パターンあります。保護者が児童・生徒の体温を学校に報告する場合、お子様のアカウントをサブアカウントとしてご登録ください。児童・生徒自身が体温を学校に報告する場合、スマートフォン（以後、スマホ）の所有者をメインアカウントとして登録をお願いします。

Q.2 学校に体温・体調結果が報告されているか分かりません。

体温チェックが学校と共有されたものについては『カルテ』の『体温チェック』画面にて、「学校に送信済」と表示されます。表示がない場合は、学校との連携ができておりません。また、「学校に送信済」と表示されていても、学校が体温情報を受け取れていない場合には、アカウント設定が誤っている可能性があります。恐れ入りますが、裏面下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

Q.3 誤って有料登録をしてしまったのですが、解約の仕方を教えてください。

LEBERの有料登録である「プレミアム」「スーパープレミアム」プランの解約については、決済を行なった各アプリストア（App Store・Google Play）の指定する方法で解約手続きを行う必要がございます。お手数ですが、ご利用の端末をご確認頂き、各社指定の方法での解約をお願いします。※ 解約方法については、LEBER FAQページにも記載しています。

Q.4 ガラケーやパソコンから入力するには、どうしたらよいですか？

ガラケー、パソコンからご登録・ご利用の場合は、下記のURLを開いていただくことでご利用いただけます。
健康観察の実施：<https://web.leber.jp/>



ご家族のスマホでアカウントを共有する方法

(タブレットでも使用可能。パソコン・ガラケーから共有する場合は、裏面Q.4のURLから、2番以降と同操作を行ってください。)

(例) お母様のスマホでアプリが登録済みで、お父様のスマホでも体温チェックをする場合

1. お父様のスマホでも「リーバー」と検索しアプリをダウンロードします。



2. アプリを開き、「ログイン」を押します。



3. お母様がアプリを登録をした際の電話番号とパスワードを入力します。



4. 右上の「三本線」→「ユーザー管理」にて同じアカウントにログインできているかを確認します。



※朝の通知は最後にログインしたスマホに届きます。通知を受けとるスマホを変更する場合は一度ログアウトをして、再ログインをするとそのスマホに通知が届くようになります。

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。



株式会社リーバー

電話：029-896-6263（平日10時～18時）

メール：info@leber.jp

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから 給付金が支払われます！

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



* 健康保険が適用される受診が対象です。

* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみならず、特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場で書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

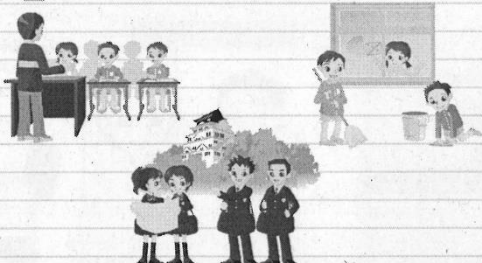


学校の管理下って？

1

授業中（保育中を含む）

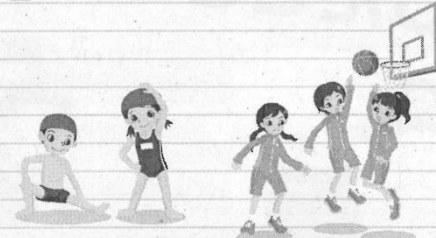
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など



2

学校の教育計画に基づく課外指導中

例 部活動、林間学校、臨海学校など



3

休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

例 始業前、業間休み、昼休み、放課後



4

通常の経路及び方法による通学（園）中

例 登校（登園）中、下校（降園）中



5

その他
寄宿舍にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします



障害 負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）
死亡 学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



保護者のみなさまへ

学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法

申請の手続きは、次のとおりお願いします。

- ① 学校(園)の先生から請求に必要な用紙を受け取ってください。各用紙は、JSCのホームページからダウンロードすることもできます。

【請求に必要な主な用紙】

用紙の種類	証明機関	説明
医療等の状況(別紙3(1))	病院・歯科医院	医療機関を受診したときに使用します。
医療等の状況(別紙3(3))	柔道整復師(接骨院など)	柔道整復師から施術を受けたときに使用します。
調剤報酬明細書(別紙3(7))	保険薬局	医師の処方箋により、保険薬局から薬を購入したときに使用します。
治療用装具・生血明細書(別紙3(6))	医療機関・保護者	医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入したときに使用します。 ※領収書の写しの添付と保護者の証明(下半分)が必要です。

- ② 受診した医療機関等に①の用紙を提出し、証明を受けてください。

* 健康保険が適用される受診が対象です。
* 複数月にかかる場合は、療養月ごとの証明が必要となります。

- ③ ②の用紙を学校(園)の先生に提出してください。

* 医療費(医療等の状況の診療報酬請求点数又は治療用装具の装具費用)が7,000点(70,000円)以上の場合は、「高額療養状況の届」が必要となります(医療費助成制度を利用した場合*は、提出を省略できます。)。

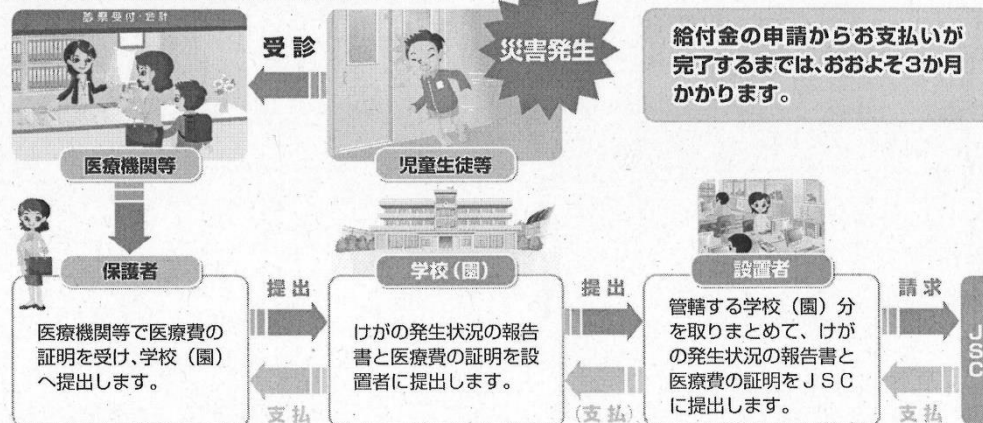
* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

例：2019年2月療養分は、2021年3月10日までにJSCに請求しないと時効になります。

* 医療費助成制度を利用*又は高額療養費に該当した場合は、自己負担額に応じた給付金をお支払いします。

※ 医療費助成制度については、自治体により取扱いが異なります。

災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場で書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

学校(園)の先生方へ こちらの用紙を『医療等の状況』と共に保護者にお渡しください。



JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

古河市学校給食・食物アレルギー対応について

◎食物アレルギー対応するためには医師の診断が必要になります。

医師から食物アレルギーと診断され、原因食材が特定されている方で、家庭でも医師の指示による食事療法（原因食材の除去など）を行っている方が対象となります。

その際は、**学校生活管理指導表** を提出して頂きます。

◎古河市の学校給食における対応

①詳細な献立表による対応（レベル1）

- *対象：比較的症状が軽く、本人が対象食材を取り除くことができる場合。
- *内容：アレルゲン（アレルギーを引き起こす原因となるもの）含有の情報提供。
それに基づき除去する食材を選び、児童生徒は各自でアレルゲン食材を取り除く。
低学年の場合は、自分で除去するのは困難な場合があるため、面談等で確認し
弁当持参が望ましい。

②弁当持参による対応（レベル2）

- *対象：アレルゲンの種類が多い、重篤なアレルギーを持っているなどの理由で給食を
全部または一部食べることができない場合。
- *内容：給食を停止（または牛乳のみ停止）し、家庭から弁当や飲み物を持参する。
一部給食除去による対応が必要な児童・生徒で、栄養価が不足すると保護者が判断
した場合には、一部弁当持参を認める。

③除去食による対応（レベル3）

- *対象：医師から指示によって家庭で除去食等の食事療法を行っており、学校給食でも
対応が可能と判断した場合。
- *内容：卵と乳の両方を除去食した給食を提供する。除去食は施設的に対応可能な学校
給食センターからの受配校に限られる。除去により栄養価が不足すると保護者
が判断した場合には、一部弁当持参を認める。

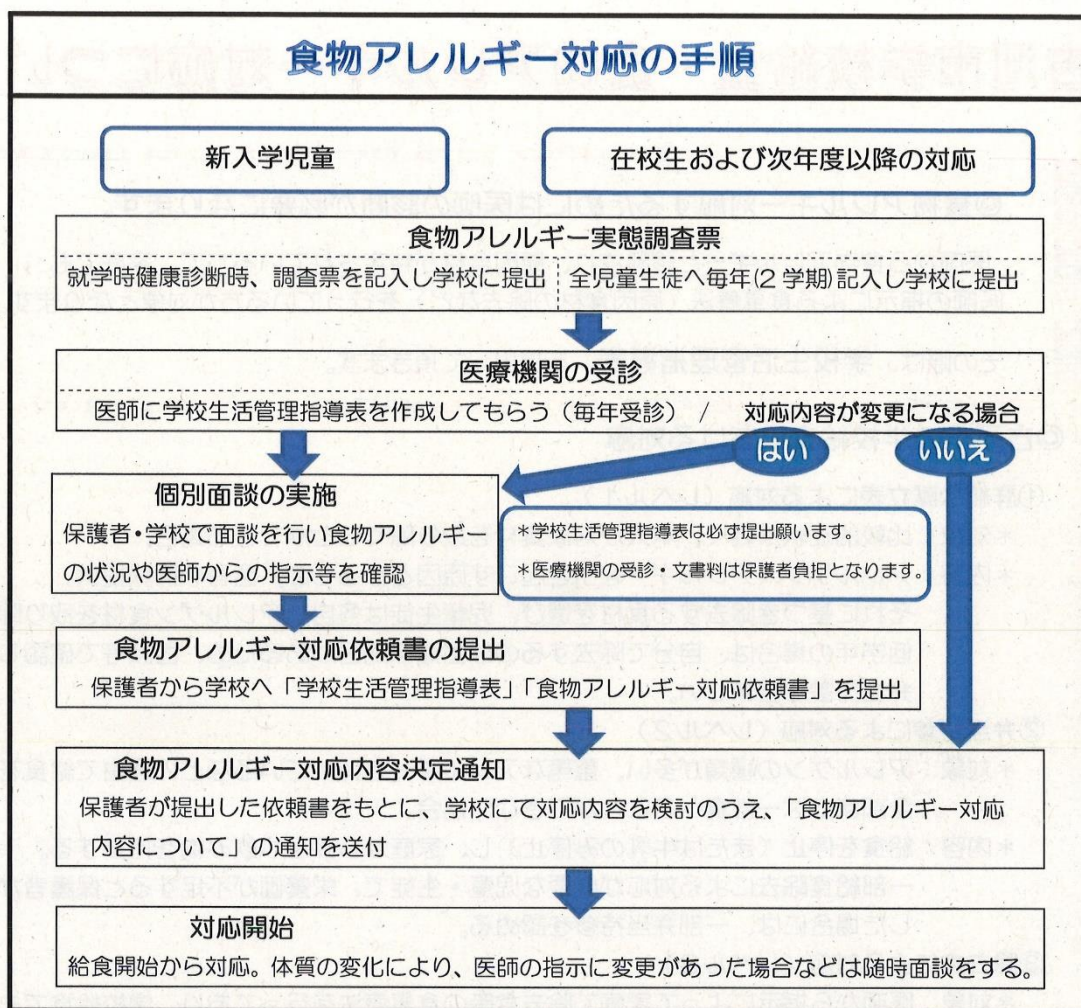
◎食物アレルギーの留意事項

- 重篤な症状を発症する恐れがある場合は、事故防止のため「弁当持参」とする。
- 「おかわり」や児童生徒のやり取りが原因で事故になる場合もあるので、重篤な場合
の子は「おかわり」を遠慮してもらう。
- 違和感があれば、すぐに教職員へ申し出るよう子どもに伝えておく。

◎学校給食以外での対応

- ごく少量のアレルゲンに触れただけでアレルギー症状を起こす場合は、個々に応じた
配慮が必要になります。医師の指示に基づき、協議を十分行い、個別の対応が求めら
れます。また、誰でもなる可能性があり、アレルゲン食材も個々に違います。学級や
全教職員が共通理解を持ち楽しい学校生活が送れるようにする。

食物アレルギー対応の手順



【Q&A】

Q どうして医師の診断が必要なのか？

A 正確な情報にもとづいた適切な対応で事故を防止するためです。

正確な情報のないまま適切な対応ができなければ、事故や現場の混乱の事態になります。こうした状況を避けるため、学校での対応は正しい医師の診断に基づいて行います。

Q 牛乳を飲むとお腹がゴロゴロするのは食物アレルギーなの？

A 食物アレルギーではなく消化不良かもしれません。

調理されていれば大丈夫だが、冷たい牛乳はお腹がゴロゴロする人は消化不良が原因かもしれませんので医師に相談してください。

Q アナフィラキシーになったらどうする？

A 医療機関を受診。エピペンを処方されている場合はその場で注射します。

アナフィラキシーに有効な治療薬はエピペンです。エピペンとは緊急時に自ら打つための自己注射薬であり、患者に代わり学校職員が注射しても違法ではありません。

○古河市教育委員会 学校給食課（古河市立学校給食センター内）

〒306-0205 茨城県古河市関戸 1014 番地 1 TEL0280-98-3555 FAX0280-98-0613